

## 第4回京都府犯罪被害者等支援検討委員会開催結果

日 時：令和5年1月20日（金）午後10時～11時50分

場 所：ルビノ京都堀川 朱雀の間

出席者：黒川委員、曾我部委員、高橋委員、中川委員、平井委員、藤岡委員、藤垣委員、道本委員、吉岡委員

事務局：府民環境部長、府民環境部副部長、安心・安全まちづくり推進課長他

傍聴者：4名

議 事：（1）犯罪被害者等支援条例 最終案について  
（2）犯罪被害者等支援推進計画について  
（3）犯罪被害者等支援の施策について

要 旨：

### （1）犯罪被害者等支援条例最終案について

- 意見はなし

### （2）犯罪被害者等支援推進計画について

- 府の条例は、基本法（及び国の計画）、と各市町村条例の架け橋になるものである。実際には、これからスタートしていくわけであるが、その架け橋であることを肝に銘じて推進することが大切である。また、条例はフレームワークとなる事項と、具体的な施策になる事項が盛り込まれているが、計画においてフレームワークをどう充実させていくか、具体的な施策をどう条例の方向性と結びつけていくかが重要。その中でも、最も重要なことは、国の基本計画の位置づけをよく吟味しながら、計画期間が終わる5年後に被害者支援がどこまで進んだのか目に見える形の目標を定めることが大変重要である。
- 国の基本計画改定の際には、日本弁護士連合会としても意見を述べているところであるが、国の計画と同様、実務に携わる関係機関がその実務を踏まえて意見を出して計画を策定していくべきである。そのため、各実務の関係機関の意見を反映できるよう計画策定のプロセスを検討いただきたい。
- 計画検討のための委員会構成員の中に犯罪被害者や遺族の方を入れ、計画策定において犯罪被害者の声を反映させる必要がある。
- 行政においては、毎年度、行政評価やアンケート、数値等が出ているが、評価結果を次の施策につなげていくのが弱いところがあるので、どこが課題でどう進めるか、単年度の評価結果を施策やその後の計画に反映させることが重要である。
- 前回、再犯防止計画策定の委員として参加したが、「新たな被害者をつくらない」という目標のもと議論を行った。犯罪被害者支援においては、被害直後のショック状態から回復に至るまで、その時々に応じた適切な支援がなされることが大切であり、被害者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援するとともに、「新たな被害者をつくらない」という共通の目標

の下で、安まち計画と被害者支援推進計画が一体となって検討を進めることは重要なことである。

- 安まち条例は議員提案で成立したものであり、計画の策定に当たって、議員・議会の意見も取り込むように、検討いただきたい。
- 推進計画策定のスケジュールについて、議会等の兼ね合いでパブコメの期間がタイトになることはやむを得ないが、京都弁護士会においては、京都弁護士会内の被害者支援委員会で議論、検討した後、意見を提出する流れになるので、そういった議論ができるよう、もう少し意見を聴く期間を長く設定していただければと考える。また、難しいようであれば、前倒しで案を提示する、京都弁護士会には司法的な支援部分の項目に絞って意見照会をする等関係機関に応じた意見が提出できるような工夫をあらかじめ御検討いただければと思う。
- 国の基本計画改定の検討の際には、ヒアリング期間は短かったが、それまでに検討委員会の公表済の議事録を元にパブコメを想定し、全国組織としてこれまでの活動を振り返り、都道府県の組織の意見を聴取の上、基本計画に織り込むべき事項を3項目に絞って意見を提出した。提出した意見の多くが基本計画に取り入れられた。こういった事例も参考に検討いただければよいと思う。
- パブコメ期間の調整は議会等の日程との絡みもあり難しいと思うが、委員会を頻繁にやる、各機関に重点的に意見をいただきたい箇所をお伝えする等の工夫も必要である。そのためには、行政と各関係機関で協力しながら進めていくことが必要である。
- 推進計画に関して、事業者をどうまきこむのか。犯罪被害を受けた方の仕事と就労の配慮、また再犯防止等、企業の役割は非常に大きいですが、呼びかけるだけではなかなか動かないため、一歩踏み込んで取り組む必要があり、検討の際の構成員として参加いただくことやその他の方法について、御検討いただきたい。
- 事業者として思いつくのは、二次被害の配慮の点に関して、マスコミ等の事業者である。また、犯罪被害に遭ったなどの事情はオープンになる話ではないので、雇用している従業員に対する配慮については、周知の仕方に工夫がいるのではないかとと思われる。
- 人権啓発の企業活動に関しては、京都人権啓発企業連絡会（参加企業約80社）が活動しており、5月憲法週間、12月人権週間には人権関係の研修等を行っているので、活用いただければと思う。
- ネット関連の業界の人へも今後お知恵をお借りする機会が出てくると思う。
- 支援調整会議を中心に、被害者の支援はずっと続くわけではあるが、どこかの時点で区切って評価をし、評価した事例を積み重ね次に活かすことが大切である。

### (3) 犯罪被害者等支援施策について

- 支援計画を策定する社会福祉士は、フェルトニーズ（体感的ニーズ）を踏まえ、犯罪被害者支援に必要な感性を持ち合わせている必要があり、犯罪被害者支援センターに被害者支援の経験を積まれた社会福祉士を配置いただけるということについては非常にありがたい。京都社会福祉士会においても「司法と福祉の委員会」において、犯罪被害者の支援計画を策定することができる人材の養成を行っていく予定であり、配置する社会福祉士は、当委員会に所属し

ていることを前提としてお願いしたい。

- 司法と福祉の連携は、非常に重要となってきた。こどもの被害、トラウマの問題等、最先端の支援に関する研究成果が反映されるよう人材育成を考えていただきたい。
- 犯罪被害者支援には「寄り添う」ことが大切。来年度はスタートアップの年であり、寄り添うことのできる人材、寄り添うことのできる機関になるように、研修等の充実を図っていただきたい。
- 「寄り添う」とは、まず支援する方の味方になること、そして、その方の誇りを守ることである。人によって距離感もそれぞれ違うが、その距離感を保ち、寄り添える方が支援を担っていくことが大切である。
- 被害に遭っても声をあげられない方をどのように見つけ、支援するかという問題がある。地域社会の問題でもあり、どのようにして何を充実すればよいのか、今後もお知恵をいただきたい。
- 与謝野町ではこれまで被害者支援の事例はないが、検討委員会の意見を参考にして、今後取り組みを進めていきたい。
- 支援調整会議において市町村の役割は大きくなる。こうしたことは、各市町村にも伝えていただきたい。また、来年度の推進計画は、それに付随する予算要求にも関わる重要なところがあるので、ぜひ情報共有を図っていただきたい。
- 警察は、被害者支援を担う中核の組織であり、来年度の予算拡充を要求しているところ。引き続き、その責務を果たすことができるようしっかりと取組を進めてまいりたい。